

東紀州環境施設組合議会等の要求により出頭した者等の実費弁償に関する条例

令和3年4月28日  
条例第30号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第207条の規定に基づき、次に掲げる者の実費弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

- (1) 法第100条第1項後段の規定により、議会が行う調査のため出頭した者
- (2) 法第115条の2第1項及び第2項（法第109条第5項において準用する場合を含む。）の規定により公聴会等に参加又は出頭した者
- (3) 法第199条第8項の規定により、監査委員の要求に応じ出頭した関係人（実費弁償）

第2条 前条に掲げる者に支給する実費弁償の額は、別表のとおりとする。

2 実費弁償の支給方法は、一般職の職員に支給する旅費の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第2条関係）

実費弁償額

鉄道賃	船賃	車賃 (1キロメートルにつき)	宿泊料 (1夜につき)	日当 (1日につき)
実費	実費	37円又は実費	11,000円	5,700円